

行番号			追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
971			単位操作を組み合わせて代表的製剤を調製する	削除	マークシートのような試験法では、評価ができないのではないかと思います。
972			汎用される容器、包装の種類や特徴		
973		製剤試験法	日本薬局方の製剤に関連する試験法(列挙)	変更	日本薬局方の製剤に関連する試験法
973			日本薬局方の製剤に関する試験法(列挙)	変更	【意見】「(列挙)」の部分を削除する 【理由】局方の製剤に関する試験法については、方法の列挙のみならずその意義と内容を理解していることが重要である。このため、これまでの国家試験においても内容に関する問題が出題されてきた
973			日本薬局方の製剤に関連する試験法(列挙)	追加	「製剤に関するその他の試験法」973の後に追加。半固形製剤の試験法(軟膏剤の固さ、のび等)など、日本薬局方に記載されていない製剤関連の試験法についても薬剤師としての基本的素養であると考えられる。
973			日本薬局方の製剤に関連する試験法(列挙)	変更	この項目は、973と関連が深く、別の項目として取り扱うべきではない。そのため、小項目の「製剤化」と「製剤試験法」を新たに「製剤化と製剤試験法」という項目に整理し、969および973は「製剤の有効性と安全性の評価」とすればよい。日本薬学会編纂スタンダード薬学シリーズでも、973と重複するため、短い解説に終わらせてしまっている。
973			日本薬局方の製剤に関連する試験法(列挙)	追加	製剤試験法 重要な試験法は内容も必要
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	変更	日本薬局方の製剤に関連する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	削除	【意見】本項目を「日本薬局方の製剤に関する試験法」に統合し削除する。 【理由】「日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法」で実施する内容を筆記試験とした場合には、「日本薬局方の製剤に関する試験法」の範囲に完全に含まれると考えられるため
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	削除	内容が高度で多岐にわたるため、受験生に負担が大きいかと思います
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	削除	973の「日本薬局方の製剤に関する試験法」の具体的な技能の部分なので、国家試験としては、973を「日本薬局方の製剤に関する試験法」と、それによる品質管理として変更し組み入れた方がよいと考える。
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	削除	出題するのに相応しくない。
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	削除	技能に関する項目であり、知識については973に既出
974			日本薬局方の製剤に関する代表的な試験法を実施し、品質管理に適用できる	削除	「試験法の実施」ができるかどうかの評価ができないと思われます。また、「品質管理への適用」もこの段階でできるかどうかは疑問です。
975	(3)DDS(薬物送達システム)	DDSの必要性	従来の医薬品製剤の有効性、安全性、信頼性における主な問題点(列挙)	変更	従来の医薬品製剤の有効性、安全性、信頼性における主な問題点
975			従来の医薬品製剤の有効性、安全性、信頼性における主な問題点(列挙)	変更	これら2つは、区別されるものではなく、行番号975ひとつでよいのではないだろうか。
975			従来の医薬品製剤の有効性、安全性、信頼性における主な問題点(列挙)	変更	975と976で1つの項目とする。従来の製剤の問題点からDDSの概念に結びつくから。
975			従来の医薬品製剤の有効性、安全性、信頼性における主な問題点(列挙)	削除	976の「DDSの概念と有用性」において、DDSにより従来の医薬品製剤の問題点をどのように改善されたかを問うことができる。シトロスペクティブな項目であり、削除の対象とし、次項目に包括または一部追加することが好ましいと考える。
975			従来の医薬品製剤の有効性、安全性、信頼性における主な問題点(列挙)	変更	ここで言う従来の医薬品製剤の問題点とは、DDS製剤により改善が可能な問題点という意味である。従って、問題を作成する場合も、976と切り離して考えることはできない。
976			DDSの概念と有用性	変更	これら2つは、区別されるものではなく、行番号976ひとつでよいのではないだろうか。

行番号			追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
976			DDSの概念と有用性	変更	975と976で1つの項目とする。従来の製剤の問題点からDDSの概念に結びつくから。
976			DDSの概念と有用性	追加	「ならびに従来の医薬品製剤からの改善点」を追加。975の削除に関連し、975の項目内容の一部を本項目に追加する。
976			DDSの概念と有用性	変更	ここで言う従来の医薬品製剤の問題点とは、DDS製剤により改善が可能な問題点という意味である。従って、問題を作成する場合も、976と切り離して考えることはできない。
977			放出制御型製剤(徐放性製剤を含む)の利点		
978			代表的な放出制御型製剤(列挙)	変更	代表的な放出制御型製剤
978			代表的な放出制御型製剤(列挙)	削除	【意見】976「代表的な徐放性製剤における徐放化の手段」に統合する。 【理由】代表的な放出制御製剤については、種類を列挙するのみならず、そのメカニズムを理解することがその適正使用(服薬指導や管理)のために重要であるため
979			代表的な徐放性製剤における徐放化の手段	変更	【意見】978の項目と統合し、項目名を「代表的な放出調節製剤における放出制御の手段」とする 【理由】「徐放性」に限らず「放出調節製剤」に広げた範囲とすることが望ましく、また、局方に掲げた表記の変更から、今後の国家試験では「放出調節製剤」を統一に用いる方が好ましいと考えられるため
979			代表的な徐放性製剤における徐放化の手段	変更	製剤の機能と、その機能を与える材料の性質という不可分の内容について、不必要に細分化していると思われる。
979			代表的な徐放性製剤における徐放化の手段	変更	979と980で1つの項目とする。徐放化の手段として製剤材料、剤型に結びつくから。
980			徐放性製剤に用いられる製剤材料の種類と性質	変更	製剤の機能と、その機能を与える材料の性質という不可分の内容について、不必要に細分化していると思われる。
980			徐放性製剤に用いられる製剤材料の種類と性質	変更	979と980で1つの項目とする。徐放化の手段として製剤材料、剤型に結びつくから。
981			経皮投与製剤の特徴と利点		
982			懸濁製剤の特徴と利点		
983			ターゲティング	変更	ターゲティングをターゲティングに変更する。(コアカリキュラムを参照。)
983			ターゲティングの概念と意義	追加	「腫瘍ターゲティングと高分子治療薬(抗がん剤)」近年、高分子薬DDS、とくに高分子抗がん剤の研究と開発は世界中で盛んになっています。従って、この領域の知識は従来の薬剤師に対して非常に重要であると思います。
983			ターゲティングの概念と意義	変更	ターゲティングとターゲティングの用語を統一する。ターゲティングに統一するのがよいと思います。
984			代表的なドラッグキャリアアー(列挙)、そのメカニズム	変更	代表的なドラッグキャリアアー、そのメカニズム
984			代表的なドラッグキャリアアー(列挙)、そのメカニズム	変更	ドラッグキャリアアーをドラッグキャリアーに変える。(コアカリキュラムを参照。)
984			代表的なドラッグキャリアアー(列挙)、そのメカニズム	削除	小項目中の「ア」を一つ削除。入力ミスと考えられる。
984			代表的なドラッグキャリアアー(列挙)、そのメカニズム	追加	984の次に「代表的な分子標的治療薬」を追加。近年、抗がん剤として、特定分子を標的とする分子治療薬が開発されている。今後も開発は加速される状況を勘案し、本項目を追加することが望ましいと考える。
984			代表的なドラッグキャリアアー(列挙)、そのメカニズム	変更	ドラッグキャリアーに訂正。
985			プロドラッグ	変更	代表的なプロドラッグ、そのメカニズムと有用性
985			代表的なプロドラッグ(列挙)、そのメカニズムと有用性	削除	DDSに分類されているが、内容的には06(2)が相応しい。

行番号		追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
986		その他のDDS	削除	保留。これに該当する具体的な製剤がまだない。日本薬学会編「スタンダード薬学シリーズ」の例も適切とは思われません。時期尚早かも知れませんが。
986		代表的な生体膜透過促進法	削除	薬剤師として必須の知識とは考えにくい。
986		代表的な生体膜透過促進法	変更	粘膜吸収促進よりも、ここは放出制御、標的化と並んで極めて重要な、「粘膜吸収製剤」(経口投与剤、坐剤、経鼻投与剤、経肺投与剤、目薬など)全般についてその理解を高める必要があり、その項目を追加する。その中に、吸収促進という項目が入るべきである。
986		代表的な生体膜透過促進法	追加	利便性製剤の項目を追加すべきである。インスリンのペン型注射器、在宅のためのキット製剤、ダイアリー製剤、口腔内崩壊剤、テーラーメイド医療のための製剤など

C17 医薬品の開発と生産

行番号		追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
987	(1)医薬品開発と生産のながれ	医薬品開発のコンセプト	変更	医薬品開発を計画する際に考慮すべき因子(列挙)
987		医薬品開発を計画する際に考慮すべき因子(列挙)	削除	C17の項目は、薬剤師にとって「知っておけば役に立つ」とは思いますが、「不可欠な知識技能か」と問われれば、必ずしもそうではないのではないだろうか。
988		疾病統計により示される日本の疾病の特徴		
989		医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)	変更	医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品
989		医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)	削除	世界の医薬品市場は、制度の違いもあって、画期的な医薬品やジェネリックの登場によって、容易に売上高ランキングが変わる可能性があることより、国家試験としては馴染まない。
989		医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)	削除	(普遍的な原理や歴史的な知識ではなく、社会的な事象に関して、現在、議論のある問題について問うことになるので、国家試験としてふさわしくない。)医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)
990		新規医薬品の価格を決定する要因	削除	現行の薬価算定方式は類似薬効比較方式が基本であり、新規医薬品の価値を評価する要因となる画期性、有用性、市場性が薬価に十分に反映されているとは必ずしもいえない。
990		新規医薬品の価格を決定する要因	削除	(普遍的な原理や歴史的な知識ではなく、社会的な事象に関して、現在、議論のある問題について問うことになるので、国家試験としてふさわしくない。)医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)
991		ジェネリック医薬品の役割	変更	ジェネリックを追加。「ジェネリック」を後発医薬品に変更 日本における正式な呼称を使用する
992		希少疾病に対する医薬品(オーファンドラッグ)開発の重要性		
993		非臨床試験	追加	非臨床試験 必要なガイドラインについて具体的に記載する
994		医薬品の承認	変更	医薬品の承認の項目としてでてくるのであれば、臨床試験ではなく治験とすべきと考える。あるいは治験と臨床試験に分けて個別すべき。
994		臨床試験の目的と実施概要	追加	医薬品の承認 必要なガイドラインについて具体的に記載する
995		医薬品の販売承認申請から承認までのプロセス	変更	平成17年4月1日施行の薬事法改正に伴う用語の統一として、「販売承認申請」を「製造販売承認申請」に変更する。
996		市販後調査の制度とその意義	変更	平成17年4月1日施行の薬事法改正に伴う用語の統一として、「市販後調査」を「製造販売後調査」に変更する。
997		医薬品開発における国際的ハーモナイゼーション(ICH)		
998		医薬品の製造と品質管理	変更	意味不明
999		医薬品の品質管理の意義と薬剤師の役割		
1000		医薬品製造における環境保全に配慮すべき点とその対処法	削除	(普遍的な原理や歴史的な知識ではなく、社会的な事象に関して、現在、議論のある問題について問うことになるので、国家試験としてふさわしくない。)医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)
1001		規範	変更	平成17年4月1日施行の薬事法改正に伴い、GPMSPはGVP及びGPSPの2つの基準に制度が移行し、GPMSP省令は廃止されたことを反映させる。

行番号		追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
1001		GLP(Good Laboratory Practice)、GMP(Good Manufacturing Practice)、GCP(Good Clinical Practice)、GPMSP(Good Post-Marketing Surveillance Practice)の概略と意義	変更	GPMSPがGSP(Good Post-marketing Study Practice)に変更されているため
1001		GLP(Good Laboratory Practice)、GMP(Good Manufacturing Practice)、GCP(Good Clinical Practice)、GPMSP(Good Post-Marketing Surveillance Practice)の概略と意義	追加	GQP(Good Quality Practice) およびGVP(Good Vigilance Practice)も必要であるため
1001		GLP(Good Laboratory Practice)、GMP(Good Manufacturing Practice)、GPMSP(Good Post-marketing Surveillance Practice)の概要と意義	変更	平成17年4月1日の改正薬事法の施行により、GPMSPはGVPとGSPに分離された。従って、この項目に記載してあるGPMSPは削除し、別途、GVP(Good Vigilance Practice)及びGSP(Good Post-marketing Study Practice)を追加すべきと考える。
1002	特許	医薬品創製における知的財産権	変更	知的財産権だけでは多岐にわたりもう少し限定した表現に変えるべきではないか。
1003	薬害	代表的な薬害の例(サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジンなど)について、その原因と社会的背景を説明し、これを回避するための手段を討議する	変更	代表的な薬害の例(サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジンなど)について、その原因と社会的背景と、回避するための手段
1003		薬害	削除	重複しているため、できれば1003を削除。
1003		代表的な薬害の例(サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジンなど)について、その原因と社会的背景を説明し、これを回避するための手段を討議する	追加	薬害の救済制度薬害がなくなることは決してないと思われるので、その時の救済制度がある。救済を受ける要件等を知る必要がある。
1004	(2)リード化合物の創製と最適化	医薬品創製の歴史	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1004		古典的な医薬品開発から理論的な創薬への歴史	変更	「ヒット化合物、リード化合物からリード化合物の創出および最適化」とする
1005		標的生体分子との相互作用	変更	医薬品開発の標的となる代表的な生体分子(列挙)
1005		医薬品開発の標的となる代表的な生体分子(列挙)	削除	内容が普遍的とはいえず、やや古い内容となっているところもあるように考えられる。
1005		医薬品開発の標的となる代表的な生体分子(列挙)	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1006		医薬品と標的生体分子の相互作用の具体例(立体化学的観点)	削除	内容が普遍的とはいえず、やや古い内容となっているところもあるように考えられる。
1006		医薬品と標的生体分子の相互作用の具体例(立体化学的観点)	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1007		立体異性体と生物活性との関係に関する具体例	削除	内容が普遍的とはいえず、やや古い内容となっているところもあるように考えられる。
1007		立体異性体と生物活性との関係に関する具体例	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1008		医薬品の構造とアゴニスト活性、アンタゴニスト活性との関係に関する具体例	削除	内容が普遍的とはいえず、やや古い内容となっているところもあるように考えられる。
1008		医薬品の構造とアゴニスト活性、アンタゴニスト活性との関係に関する具体例	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1009	スクリーニング	スクリーニングの対象となる化合物の起源	削除	内容が普遍的とはいえず、やや古い内容となっているところもあるように考えられる。
1009		スクリーニングの対象となる化合物の起源	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1009		スクリーニングの対象となる化合物の起源	変更	「スクリーニングの対象となる化合物の種類、特徴およびそれらの発掘、創出方法について説明できるとする。」とする。
1009		スクリーニングの対象となる化合物の起源	追加	「高分子化合物の低分子化の具体例を挙げ説明できる。」を追加する。
1009		スクリーニングの対象となる化合物の起源	追加	「生体膜透過性、分布、排泄の評価法および生体膜透過性、分布、排泄を考慮したドラッグデザインについて概説できる。」を追加する。
1010		代表的なスクリーニング法(列挙)	変更	代表的なスクリーニング法
1010		代表的なスクリーニング法(列挙)	削除	内容が普遍的とはいえず、やや古い内容となっているところもあるように考えられる。

行番号		追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
1010		代表的なスクリーニング法(列挙)	削除	スクリーニング法は、創薬の目指す疾患領域、医薬品開発コンセプト等によって異なることより、一概に示すことは困難である。
1010		代表的なスクリーニング法(列挙)	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1010		代表的なスクリーニング法(列挙)	追加	コンビナトリアルケミストリーの手法で得られた医薬品について、新薬開発の最先端合成法。
1011		リード化合物の最適化	変更	定量的構造活性相関のパラメーター(列挙)、その薬理活性に及ぼす効果
1011		定量的構造活性相関のパラメーター(列挙)、その薬理活性に及ぼす効果	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1011		定量的構造活性相関のパラメーター(列挙)、その薬理活性に及ぼす効果	追加	コンピュータ支援医薬品デザインを使って得られた医薬品について。
1012		生物学的等価性(バイオアイソスター)の意義	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1012		生物学的等価性(バイオアイソスター)の意義	追加	1012と1013の間に、「標的分子の構造を考慮したドラッグデザイン」を追加する。近年はそのような手法も用いられているため。
1013		薬物動態を考慮したドラッグデザイン	削除	製薬企業における実際の医薬品開発の内容であり、6年生の学生に必要な知識とは考えられない
1013		薬物動態を考慮したドラッグデザイン	変更	「薬物代謝の評価法および薬物代謝を考慮したドラッグデザインについて概説できる。」とする。
1014	(3)バイオ医薬品とゲノム情報	組換え体医薬品		組換え体医薬品の特色と有用性
1015		代表的な組換え体医薬品(列挙)	変更	代表的な組換え体医薬品
1015		代表的な組換え体医薬品(列挙)	削除	各論的に組み換え医薬品を列挙する必要はない。
1016		組換え体医薬品の安全性	削除	1014の内容に含まれる。
1017		遺伝子治療	削除	遺伝子治療の原理、方法と手順、現状及び倫理的問題点 (「普遍的な原理や歴史的な知識ではなく、社会的な事象に関して、現在、議論のある問題について問うことになるので、国家試験としてふさわしくない。」「医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)」)
1018		細胞を利用した治療	削除	再生医療の原理、方法と手順、現状及び倫理的問題点 (「普遍的な原理や歴史的な知識ではなく、社会的な事象に関して、現在、議論のある問題について問うことになるので、国家試験としてふさわしくない。」「医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)」)
1019		ゲノム情報の創製への利用	削除	生化学の問題の中に含まれる(422-426)。
1020		バイオインフォマティクス	削除	生化学の問題の中に含まれる(422-426)。
1021		遺伝子多型(欠損、増幅)の解析に用いられている方法(ゲノミックサンプリング法など)	削除	知っておいてよいとは思いますが、国家試験出題範囲としてはここまで要求しなくてもよいと思います
1022		ゲノム情報の創製への利用、創薬ターゲットの探索の代表例(イマチニブなど)、ゲノム創薬の流れ		
1023		疾患関連遺伝子	削除	多遺伝子疾患については、未だ不明点が多いので、途中半端な内容は削除すべきである。
1023		代表的な疾患(癌、糖尿病など)関連遺伝子	追加	SNPsの種類(分型)と意義 SNPsと疾患あるいは代謝(薬物の)との関連についての知識は特に重要である。
1023		代表的な疾患(癌、糖尿病など)関連遺伝子	追加	SNPsタイプングについて(技能)原理を述べることができる。
1024		疾患関連遺伝子情報の薬物療法への応用例		

行番号			追加・削除・変更を行う項目	意見の類別	意見及びその理由等
1025	(4)治験	治験の意義と業務	治験に関してヘルシンキ宣言が意図するところ	変更	治験は新薬の臨床試験を意味します。既承認薬の臨床試験にも薬剤師は関与しますから「臨床試験」とするべきだと思います。
1026			医薬品創製における治験の役割	削除	医薬品の承認(994)と同じ内容。
1027			治験(第I、IIおよびIII相)の内容	削除	医薬品の承認(994)と同じ内容。
1028			公正な治験の推進を確保するための制度	削除	(普遍的な原理や歴史的な知識ではなく、社会的な専門家に関して、現在、議論のある問題について問うことになるので、国家試験としてふさわしくない。)医療用医薬品で日本市場及び世界市場での売上高上位の医薬品(列挙)
1029			治験における被験者の人権の保護と安全性の確保、および福祉の重要性	変更	モデル・コアカリキュラムにおいて(態度)が記されていることより、網掛けに該当する項目と考えられるが、内容的には国家試験に馴染むものと考えられる。
1029			治験における被験者の人権の保護と安全性の確保、および福祉の重要性	変更	前段「治験における被験者の人権の保護と安全性の確保」と後段「および福祉の重要性」が繋がらない。治験と福祉は関連できない。
1029			治験における被験者の人権の保護と安全性の確保、および福祉の重要性	削除	1025の内容に含まれる。
1030			治験業務に携わる各組織の役割と責任	変更	治験業務に携わる各組織の役割と責任
1031		治験における薬剤師の役割	治験における薬剤師の役割(治験薬管理者など)	削除	1030に含まれる。
1032			治験コーディネーターの業務と責任	削除	1030に含まれる。
1032			治験コーディネーターの業務と責任	追加	治験施設支援機関(SMO)についても入れる方がよい。
1033			治験に際し、被験者に説明すべき項目(列挙)	変更	治験に際し、被験者に説明すべき項目
1034			インフォームド・コンセントと治験情報に関する守秘義務の重要性について討議する	変更	インフォームド・コンセントと治験情報に関する守秘義務の重要性
1034			インフォームド・コンセントと治験情報に関する守秘義務の重要性について討議する	削除	モデル・コアカリキュラムにおいて(態度)が記されている網掛け項目であるが、前項1033において、インフォームド・コンセントの内容、患者情報に関する守秘等がカバーされているものと考えられることより、削除とする。
1034			インフォームド・コンセントと治験情報に関する守秘義務の重要性について討議する	削除	1025の内容に含まれる。
1035	(5)バイオスタティクス	生物統計の基礎	帰無仮説の概念	削除	薬剤師が日常的に必要とする機会は少なく、応用性に乏しい内容と考えられる。
1035			帰無仮説の概念	削除	治験における生物統計は必要ですが、専門的すぎるので出題範囲からは削除が望ましい。さらに、網掛けの技能・態度についても同様に考える。
1035			帰無仮説の概念	追加	「P値」、「有意水準」を追加する。「帰無仮説」同様、医療統計の基本事項である
1036			パラメトリック検定とノンパラメトリック検定の使い分け	削除	薬剤師が日常的に必要とする機会は少なく、応用性に乏しい内容と考えられる。
1037			主な二群間の平均値の差の検定法(t-検定、Mann-Whitney U検定)について適用できるデータの特性説明し、実施できる	変更	主な二群間の平均値の差の検定法(t-検定、Mann-Whitney U検定)について適用できるデータの特性説明
1037			主な二群間の平均値の差の検定法(t-検定、Mann-Whitney U検定)について適用できるデータの特性説明し、実施できる	削除	主な二群間の平均値の差の検定法(t-検定、Mann-Whitney U検定)とあるが、Mann-Whitney U検定は平均値の差の検定法ではなく、標本分布の違いに関する検定法である。また、薬剤師が日常的に必要とする機会は少なく、応用性に乏しい内容と考えられる。
1037			主な二群間の平均値の差の検定法(t-検定、Mann-Whitney U検定)について適用できるデータの特性説明し、実施できる	変更	(下記項目は、技能が含まれるため網掛けになっているが、基本的な知識として重要と考えられるため「知識」として「出題の範囲」に含めるべきである) 主な二群間の平均値の差の検定法(t-検定、Mann-Whitney U検定)について適用できるデータの特性説明し、実施できる
1038			χ <sup>2</sup> 検定の適用できるデータの特性を説明し、実施できる	変更	χ <sup>2</sup> 検定の適用できるデータの特性を説明
1038			χ <sup>2</sup> 検定の適用できるデータの特性を説明し、実施できる	削除	薬剤師が日常的に必要とする機会は少なく、応用性に乏しい内容と考えられる。

行番号			追加・削除・変更を行う項目	意見の類別	意見及びその理由等
1038			χ <sup>2</sup> 検定の適用できるデータの特性を説明し、実施できる	変更	(下記項目は、技能が含まれるため網掛けになっているが、基本的な知識として重要と考えられるため「知識」として「出題の範囲」に含めるべきである) χ <sup>2</sup> 検定の適用できるデータの特性を説明し、実施できる
1039			最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる	変更	最小二乗法による直線回帰、回帰係数の有意性
1039			最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる	変更	「回帰直線の信頼性を求めることができる」が通。
1039			最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる	変更	(下記項目は、技能が含まれるため網掛けになっているが、基本的な知識として重要と考えられるため「知識」として「出題の範囲」に含めるべきである) 最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる
1039			最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる	追加	非線形最小二乗法、NONMEM、同時確立密度
1039			最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる	追加	メタアナリシス
1039			最小二乗法による直線回帰を説明でき、回帰係数の有意性を検定できる	追加	NNT(number needed to treat)
1040			主な多重比較検定法(分散解析、Dunnnett検定、Tukey検定など)	削除	「分散解析」とあるが、「分散分析」の方が呼称としては一般的である。また、薬剤師が日常的に必要とする機会は少なく、応用性に乏しい内容と考えられる。
1040			主な多重比較検定法(分散解析、Dunnnett検定、Tukey検定など)	変更	「分散解析」を「分散分析」に変更する。「分散解析」という統計用語は一般的でない。
1041			主な多変量解析の概要	削除	薬剤師が日常的に必要とする機会は少なく、応用性に乏しい内容と考えられる。
1042		臨床への応用	臨床試験の代表的な研究デザイン(症例対照研究、コホート研究、ランダム化比較試験)の特色		
1043			バイアスの種類と特徴		
1044			バイアスを回避するための計画上の技法(盲検化、ランダム化)		
1045			リスク因子の評価として、オッズ比、相対危険度および信頼区間について説明し、計算できる	変更	(下記項目は、技能が含まれるため網掛けになっているが、基本的な知識として重要と考えられるため「知識」として「出題の範囲」に含めるべきである) リスク因子の評価として、オッズ比、相対危険度および信頼区間について説明し、計算できる
1046			基本的な生存時間解析法(Kaplan-Meier曲線など)の特徴		

資料1-C18

C18 英学と社会

行番号	追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
1047	(1)薬剤師を取り巻く法律と制度 医療の担い手としての使命 薬剤師の医療の担い手としての倫理的責任を自覚する	追加	医療の担い手としての使命 医療倫理の一般的な内容もあってよいのではないかと。
1048	医療過誤・リスクマネージメントにおける薬剤師の責任と義務を果たす		
1049	法律と制度 薬剤師に関連する法令の構成	追加	憲法と薬事関連法規 患者の生命健康は憲法13条と25条によって保護されていることから、薬事法、薬剤師法等その他の医療に関する法律を学ぶ際の視座である
1049	薬剤師に関連する法令の構成	追加	個人情報の保護に関する法律 医療における患者情報を、どう扱えばよいのかという観点から、患者情報の活用と保護のバランスを法の上から知ることは重要である
1049	薬剤師に関連する法令の構成	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1050	薬事法の重要な項目(列挙)とその内容	変更	薬事法の重要な項目とその内容。
1050	薬事法の重要な項目(列挙)とその内容	追加	薬事法は薬に関する中心的な法律ゆえ、重要項目を明示した方がよいように思います。
1050	薬事法の重要な項目(列挙)とその内容	追加	内容が非常に多いにもかかわらず、具体性に乏しく出題に隔りが生ずるおそれがある。
1050	薬事法の重要な項目(列挙)とその内容	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1051	薬剤師法の重要な項目(列挙)とその内容	変更	薬剤師法の重要な項目とその内容
1051	薬剤師法の重要な項目(列挙)とその内容	追加	薬剤師法も薬に関する中心的な法律ゆえ、重要項目を明示した方がよいように思います。
1051	薬剤師法の重要な項目(列挙)とその内容	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1052	薬剤師に関わる医療法の内容	追加	「特定機能病院と地域医療支援病院の役割を説明できる」を追加。「薬剤師に関わる医療法の内容」に含まれるかもしれないが、重要な点なのでより具体的に示す方がよい。
1052	薬剤師に関わる医療法の内容	変更	医療の性質上、薬剤師に関わるものに限定せず、医療法の重要な項目(列挙)とその内容と変更
1052	薬剤師に関わる医療法の内容	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1053	医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法などの関連法規と薬剤師の関わり	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1054	医薬品による副作用が生じた場合の被害救済制度とその内容	追加	医薬品・医療機器による副作用が生じた場合の報告制度についても理解しておくべきと考える。
1054	医薬品による副作用が生じた場合の被害救済制度とその内容	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1055	製造物責任法	追加	個人情報保護法についても理解しておくべきと考える。
1055	製造物責任法	追加	個人情報保護法 個人情報保護法及び医療機関に関するガイドラインは、薬剤師の業務において最低限は知っておく必要があるため。
1055	製造物責任法	追加	「個人情報の保護に関する法律」がどの項目にも記載されていない
1055	製造物責任法	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1056	管理薬 麻薬及び向精神薬取締法、規制される代表的な医薬品(列挙)	変更	麻薬及び向精神薬取締法、規制される代表的な医薬品
1056	麻薬及び向精神薬取締法、規制される代表的な医薬品(列挙)	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)

行番号	追加・削除・変更を行う項目	意見の種別	意見及びその理由等
1057	覚せい剤取締法、規制される代表的な医薬品(列挙)	変更	覚せい剤取締法、規制される代表的な医薬品
1057	覚せい剤取締法、規制される代表的な医薬品(列挙)	追加	「個人情報保護法」 コアカリには入っていないかもしれないが、入れた方がよいのでは。細かいことは不要であるが、総論的なものはあった方がよい。
1057	覚せい剤取締法、規制される代表的な医薬品(列挙)	追加	個人情報保護法 コアカリには入っていないかもしれないが、入れた方がよいのでは。細かいことは不要であるが、総論的なものはあった方がよい。
1057	覚せい剤取締法、規制される代表的な医薬品(列挙)	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1058	大麻取締法およびあへん法	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1059	毒物及び劇物取締法	追加	少なくとも、現在の国家試験の出題基準程度に具体例が必要。(他の項目と比べアンバランス)
1060	放射性医薬品 放射性医薬品の管理、取扱いに関する基準(放射性医薬品基準など)および制度	削除	本項目は、放射線医薬品基準として薬事法で一部を取り扱う程度であり、1061の試験法まではC18の範疇ではない
1060	放射性医薬品の管理、取扱いに関する基準(放射性医薬品基準など)および制度	変更	(1)薬剤師を取り巻く法律と制度ではなく、20放射線と放射能と放射能へと移動し、と統一性を図る
1061	代表的な放射性医薬品(列挙)、その品質管理に関する試験法	変更	代表的な放射性医薬品、その品質管理に関する試験法
1061	代表的な放射性医薬品(列挙)、その品質管理に関する試験法	削除	本項目は、放射線医薬品基準として薬事法で一部を取り扱う程度であり、1061の試験法まではC18の範疇ではない
1061	代表的な放射性医薬品(列挙)、その品質管理に関する試験法	変更	(1)薬剤師を取り巻く法律と制度ではなく、20放射線と放射能と放射能へと移動し、と統一性を図る
1062	(2)社会保障制度と薬剤経済 社会保障制度	追加	日本における社会保障制度のしくみ 福祉関連の法律(障害者基本法、障害者自立支援法) 介護保険法のみではなく、福祉に関連した障害者基本法、障害者自立支援法等の概略、内容を知ることが重要である。
1063	社会保障制度の中の医療保険制度の役割	変更	社会保障制度の中の医療保険制度などの役割
1064	介護保険制度のしくみ	追加	「障害者自立支援法のしくみ」 2006年10月より全面施行されている同法は、障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず一元化して行う社会保障制度で従来のものと大幅に見直されたため、医療を取り巻く環境も大きく変化するものと思われるため。
1065	高齢者医療保険制度のしくみ	追加	老人保健制度の仕組みについても理解しておくべきと考える。
1065	高齢者医療保険制度のしくみ	追加	社会福祉制度概要 医療従事者として老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要は必要であり、介護保険法だけでなく医療法に盛り込まれた福祉従事者や福祉サービス提供者との連携は理解できないと考えられるので。
1065	高齢者医療保険制度のしくみ	追加	健康増進法との「健康管理(健康診断)」についての棲み分けに必要な内容
1066	医療保険		医療保険の成り立ちと現状
1067	医療保険		医療保険のしくみ
1068	医療保険の種類(列挙)		医療保険の種類(列挙)
1069	国民の福祉健康における医療保険の貢献と課題		国民の福祉健康における医療保険の貢献と課題
1070	薬剤経済 国民医療費の動向	追加	医薬品生産金額に関する項目がないので追加が必要
1071	保険医療と薬価制度の関係		
1072	診療報酬と薬価基準		
1073	医療費の内訳	変更	異质性に欠けており、より詳細な内容を記載すべき

行番号			追加・削除・変更を行う項目	意見の類別	意見及びその理由等
1074			薬物治療の経済評価手法	追加	「後発医薬品使用における薬剤師の役割」後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、医療費の高騰と相まってその使用促進が大きな効果と考えられており、本年度ではさらに処方箋様式の再変更が行われ、そのため病院・薬局薬剤師にとっても大きくかわっていかねばならないため。
1075			代表的な症例をもとに、薬物治療を経済的な観点から解析できる	変更	症例をもとに、薬物治療を経済的な観点から解析する観点から解析できる
1076	(3)コミュニティーファーマシー	地域薬局の役割	地域薬局の役割(列挙)	変更	地域薬局の役割
1077			在宅医療および在宅介護における薬局と薬剤師の役割		
1078			学校薬剤師の役割	追加	薬物濫用、依存症を国民への啓発薬物濫用、依存症は薬剤師のアドボカシーにより阻止すべきものである。濫用や依存症の届内の機序も含め、治療に至るまで薬剤師がもつた責任を負うべきものである。管理のみをコアプログラムにあげてある。社会への啓発と治療の実際に精通すべきである。
1078			学校薬剤師の役割	変更	学校薬剤師の公衆衛生活動の変遷とその役割としての教示が好ましい。
1079		医薬分業	医薬分業のしくみと意義		
1080			医薬分業の現状を概説し、将来像を展望する	変更	医薬分業の現状と、将来像
1080			医薬分業の現状を概説し、将来像を展望する	削除	出題するのに相応しくない。
1080			医薬分業の現状を概説し、将来像を展望する	削除	将来像の展望までは学生レベルでは困難。
1081			かかりつけ薬局の意義		
1082		薬局の業務運営	保険薬剤師償還担当規則および保険医療費担当規則		
1083			薬局の形態および業務運営ガイドライン		
1084			医薬品の流通のしくみ		
1085			調剤報酬および調剤報酬細則(レセプト)		
1085		OTC薬・セルフメディケーション	地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割を討議する	変更	地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割
1086			地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割を討議する	追加	医療機関や調剤薬局における調剤業務に比して、項目数および内容が少いように感じる。薬剤師の就職先として大きなウエイトを占めることが予想されるので、もう少し掘り下げたところまで言及すべきかと考える。例えば、処方箋が必要なものに関する誤用防止策など。
1086			地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割を討議する	削除	出題するのに相応しくない。
1086			地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割を討議する	追加	一般用医薬品の種類とリスク分類を知る。リスク分類の背景と特徴、提供すべき情報提供の範囲を学ぶ。
1086			地域住民のセルフメディケーションのために薬剤師が果たす役割を討議する	追加	適正使用に不可欠な情報を列挙し、内容を具体化する。
1087			主な一般用医薬品(OTC薬)(列挙)、使用目的	変更	主な一般用医薬品(OTC薬)、使用目的
1087			主な一般用医薬品(OTC薬)(列挙)、使用目的	変更	「1種～3種」の分類に留意する。
1087			主な一般用医薬品(OTC薬)(列挙)、使用目的	変更	主なOTC薬を列挙しという部分を削除する。主なという基準がわからない事や商品名を挙げることとなる。また、OTC薬の概略、問題点を説明できるを加える。
1088			漢方薬、生活改善薬、サプリメント、保健機能食品	変更	名詞を羅列しただけで何を尋ねているのか不明
1088			漢方薬、生活改善薬、サプリメント、保健機能食品	変更	漢方薬を削除。漢方薬は証に基づいて治療を行うのが原則であり、OTC薬として薬剤師が指導する必要はあるが、セルフメディケーションとは意味合いが異なる。
1088			漢方薬、生活改善薬、サプリメント、保健機能食品	追加	関連法律、制度の追加。

D1 実務実習事前学習

行番号			追加・削除・変更を行う項目	意見の類別	意見及びその理由等
1149			事前学習を始めるにあたって 薬剤師業務		医療における薬剤師の使命や倫理などについて概説できる
1150					医療の現状をふまえて、薬剤師の位置づけと役割について概説できる
1151					薬剤師が行う業務が患者本位のファーマシューティカルケアの概念にそったものであることについて討議する
1152		チーム医療			医療チームの構成や各構成員の役割、連携と責任体制を説明できる
1153					チーム医療における薬剤師の役割を説明できる
1154				削除	自分の能力や責任範囲の限界と他の医療従事者との連携について討議する
1155		医薬分業	医薬分業		医薬分業の仕組みと意義を概説できる
1156		処方せんと調剤	処方せんの基礎		処方せんの法的な位置づけと機能について説明できる
1157					処方オーダリングシステムを概説できる
1157				追加	1157の次に「電子カルテシステムの概説と薬剤師の権限」を追加 1157の「処方オーダリングシステムの概説」とは別に必要である。
1158					処方せんの種類、特徴、必要記載事項について説明できる
1159					調剤を法的根拠に基づいて説明できる
1160					代表的な処方せん例の鑑査における注意点を説明できる
1161					不適切な処方せんの処置について説明できる
1162		医薬品の用法・用量			代表的な医薬品の用法・用量および投与計画について説明できる
1163					患者に適した剤形を選択できる
1164					患者の特性(新生児、小児、高齢者、妊婦など)に適した用法・用量について説明できる
1165					患者の特性に適した用量を計算できる
1166				追加	病態(腎、肝疾患など)に適した用量設定について説明できる 病態だけでなく、患者背景、臨床検査値、TDMなど個体差の要因となる事項を追加する。
1167			服薬指導の基礎		服薬指導の意義を法的、倫理的、科学的根拠に基づいて説明できる
1168			調剤室業務入門	削除	代表的な処方せん例の鑑査をシミュレートできる
1169				削除	処方せん例に従って、計数調剤をシミュレートできる
1170				削除	処方せん例に従って、計量調剤をシミュレートできる
1170				変更	処方せん例に従って、計量調剤をシミュレートできる
1171				削除	調剤された医薬品の鑑査をシミュレートできる
1171				変更	調剤された医薬品の鑑査をシミュレートできる
1172					処方せんの鑑査の意義とその必要性について討議する
1173		疑義照会	疑義照会の意義と根拠	追加	疑義照会の意義について、法的根拠を含めて説明できる
1173				追加	漢方薬の疑義は、医師が「証」を間違えて、間違った処方が出される場合が多いので、少なくとも患者さんを見て、体質を見極め、虚寒の間違いは指摘する必要がある。
1173				追加	疑義照会を行うには、処方解析能力を必要とする。この項目は、実習に行く前に学習する必要がある。

行番号		追加・削除・変更を行う項目	意見の類別	意見及びその理由等	
1173		疑義照会の着目について、法的根拠を含めて説明できる	追加	漢方薬の疑義は、医師が「証」を開演して、関連した処方が出される場合が多いので、少なくとも患者さんを見て、体質を見極め、虚寒の開演は指摘する必要がある。	
1174		代表的な配合変化の組合せとその理由を説明できる			
1175		特定の配合によって生じる医薬品の性状、外觀の変化を観察する			
1176		不適切な処方せん例について、その理由を説明できる			
1177	疑義照会入門	処方せんの問題点を解決するための薬剤師と医師の連携の重要性を討議する			
1178		代表的な医薬品について効能・効果、用法・用量を列挙できる	変更	表現が、抽象的でどこまでを代表的な医薬品とするのかが分かりにくい	
1179		代表的な医薬品について警告、禁忌、副作用を列挙できる	変更	表現が、抽象的でどこまでを代表的な医薬品とするのかが分かりにくい	
1180		代表的な医薬品について相互作用を列挙できる	変更	表現が、抽象的でどこまでを代表的な医薬品とするのかが分かりにくい	
1181		疑義照会の流れを説明できる			
1182		疑義照会をシミュレートする	削除	この内容は、病院・薬局実習での「1246、1272」と重複するところなので、ここでは削除してもよい。	
1183	医薬品の管理と供給	医薬品の安定性	医薬品管理の意義と必要性について説明できる	変更	1228との2箇所の表現は似通っているのでまとめはどうか。
1184		代表的な剤形の安定性、保存性について説明できる			
1185		特別な配慮を要する医薬品	毒薬・劇薬の管理および取扱いについて説明できる		
1186		麻薬、向精神薬などの管理と取扱い(投薬、廃棄など)について説明できる			
1187		血漿分画製剤の管理および取扱いについて説明できる			
1188		輸血用血液製剤の管理および取扱いについて説明できる			
1189		代表的な生物製剤の種類と適応と説明できる	変更	「生物製剤」を正式名称の「生物由来製品」に変更していただきたい。	
1190		生物製剤の管理と取扱い(投薬、廃棄など)について説明できる	変更	「生物製剤」を正式名称の「生物由来製品」に変更していただきたい。	
1191		麻薬の取扱いをシミュレートできる	削除	この内容は、「事前学習のまとめ」並びに病院・薬局実習での「1256、1399」と重複するところなので、ここでは削除してもよい。	
1192		代表的な放射性医薬品の種類と用途を説明できる			
1193		放射性医薬品の管理と取扱い(投薬、廃棄など)について説明できる			
1194		院内製剤の意義、調製上の手続き、品質管理などについて説明できる	追加	「滅菌方法、滅菌が必要な製剤について説明できる」の項目追加 注射剤製剤など滅菌が必要な製剤及び滅菌法について理解することが必要である。	
1195		薬局製剤の意義、調製上の手続き、品質管理などについて説明できる			
1196		代表的な院内製剤を調製できる	削除	出題するのに対応しない。	
1197		無菌操作の原理を説明し、基本的な無菌操作を実施できる	変更	「無菌操作の原理と基本的な無菌操作について」に変更。	
1198		抗悪性腫瘍剤などの取扱いにおけるケミカルハザード回避の基本的な手技を実施できる	変更	「抗悪性腫瘍剤などの取扱いにおける注意事項について」に変更。	
1199		注射剤と輸液	追加	輸液には、電解質輸液、栄養輸液があり、それぞれ特徴があり、投与輸液量の算出、投与エネルギーの算出などの能力を必要とする。経腸栄養は今後重要になる。電解質輸液のための基本的知識(生体水分の構成、電解質、浸透圧、投与速度など)が必要である。	
1200		代表的な配合変化を検出できる	変更	「代表的な配合変化について」に変更。	
1200		代表的な配合変化を検出できる	削除	この技能に関する内容は、ある事例について事前学習することは可能だが、国家試験の問題としては出題が難しい。	
1201		代表的な輸液と経管栄養剤の種類と適応を説明できる			
1202		体内電解質の過不足を判断して補正できる	変更	「体内電解質異常の対応について」に変更。	

行番号		追加・削除・変更を行う項目	意見の類別	意見及びその理由等	
1202		体内電解質の過不足を判断して補正できる	削除	この技能に関する内容は、ある事例について事前学習することは可能だが、国家試験の問題としては出題が難しい。	
1203		消毒薬			
1204		代表的な消毒薬の用途、使用濃度を説明できる			
1204		消毒薬調製時の注意点を説明できる			
1205	リスクマネージメント	安全管理	薬剤師業務の中で起こりやすい事故事例を列挙し、その原因を説明できる		
1206		誤りを生じやすい投薬例を列挙できる	変更	投薬例の意味がよく分からない	
1207		院内感染の回避方法について説明できる	追加	「院内感染の代表的事例を列挙し」を追加。院内感染の回避方法について説明できるだけでは不十分で、事例を理解して回避を説明するべき。他にも、同様の項目が考えられます。	
1208		代表的な医薬品の副作用の初期症状と検査所見を具体的に説明できる	変更	副作用は代表的な医薬品に対してというよりも、臨床問題となる重篤な副作用とその初期症状、そしてすぐに行うべき対処方法に着目した方がよい。	
1208		代表的な医薬品の副作用の初期症状と検査所見を具体的に説明できる	追加	「重篤な副作用(SJS, TEN)」(語句の追加)生命を脅かす重篤な副作用についての理解は特に重要であるため、項目を新たに設けるか、語句の追加を行い注意喚起する必要がある。	
1209		リスクマネージメント	誤りを生じやすい調剤例を列挙できる	追加	「医薬品をリスク別に分類できる」を追加。医療過誤が生じた場合に、重篤な転帰に陥る医薬品を把握しておくことは臨床に重要である。
1210			リスクを回避するための具体策を提案する		
1211			事故が起こった場合の対処方法について提議する	追加	よく事故が起こる薬物についての過量投与時の基本的対処(治療)方法。
1212	服薬指導と患者情報	服薬指導に必要な技能と態度	服薬指導に必要な技能と態度	追加	POSIに基づく薬剤管理指導記録が作成できるを追加。(現在POSIに関する内容がないため)
1213			代表的な医薬品の服薬指導上の注意点を列挙できる		
1214			代表的な疾患において注意すべき生活指導項目を列挙できる		
1215			インフォームド・コンセント、守秘義務などに配慮する		
1216			適切な言葉を選び、適切な手振を経て服薬指導する		
1217			医薬品に不安、抵抗感を持つ理由を理解し、それを除く努力をする		
1218			患者接遇に際し、配慮しなければならない注意点を列挙できる		
1219		患者情報の重要性	服薬指導に必要な患者情報を列挙できる		
1220			患者背景、情報(コンプライアンス、経過、診療録、薬歴など)を把握できる		
1221			医師、看護師などの情報の共有化の重要性を説明できる		
1222			患者接遇に際し、配慮しなければならない注意点を列挙できる		
1223		服薬指導入門	代表的な医薬品について、適切な服薬指導ができる		
1224			共感的態度で患者インタビューを行う		
1225			患者背景に配慮した服薬指導ができる	削除	この内容は、「事前学習のまとめ」並びに病院・薬局実習での各項目と重複するところなので、ここでは削除してもよい。
1226			代表的な症例についての服薬指導の内容を適切に記録できる		
1227	事前学習のまとめ	総合実習	代表的な処方せん例の鑑査を行うことができる	削除	すでに記載された内容の反復であり、意味がないので削除する。
1227			代表的な処方せん例の鑑査を行うことができる	追加	初回インタビューを追加する。